

奨学金返還期限猶予願(延滞据置)

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

この猶予願(延滞据置)は、現在延滞状況にあり、返還が困難な方が次の①②に該当する場合に願ひ出て、審査を受けるものです。
① 延滞開始月からの一般猶予を願ひ出ることができない。
② 現在、延滞据置猶予に該当する事由がある。(現在、延滞据置猶予に該当する事由がある場合は、過去における延滞据置猶予に該当する期間も願ひ出できます。)
延滞据置の猶予承認後は、対象となった延滞期間について改めて遡って猶予を適用することはできません。
裏面をよく読んでから願ひ出てください。

いずれかの口に✓をつけてください

		記入日	(西暦)	年	月	日	
☐	全ての奨学生番号について希望する	奨学生番号					
※必ず奨学生番号を記入してください。							
☐	右欄に記入の奨学生番号について希望する						
フリガナ			生年月日	(西暦)	年	月	日生
本人氏名							
本人住所	〒						
電話番号	(自宅)	—	—	(携帯)	—	—	
勤務先名				勤務先電話番号	—	—	

申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、必ずどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)
	私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となって ☐ いる ☐ いない

【期間について】 終了年月は12か月後又は12か月以内の希望期間までとします。

○ 奨学金返還期限 ☐ 猶予 ☐ を希望する		いずれかの口に✓をつけてください。 (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います。)
(希望猶予期間)	(西暦) 年 月 ~	☐ 12か月 ☐ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください。)

【願出の事由】 ・延滞期間を据え置いた返還期限猶予が適用できる事由は裏面記載の事由のみです。
・いずれかの口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。

☐ 傷病	☐ 生活保護受給中	☐ 災害	☐ 産前休業・産後休業及び育児休業	☐ 経済困難	☐ その他()
保険証 申告欄	本人が被扶養者の場合は、以下の口に✓してください。 私の健康保険は ☐ 国民健康保険ではない				

※猶予希望期間の返還困難な事情等は、[特記事項]欄に記入してください。

※東日本大震災による「災害」事由で願ひ出る場合は、一般猶予の「奨学金返還期限猶予願」に記入してください。(裏面の[注意事項]をご覧ください。)

[特記事項]
(別紙可)

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

「返還期限猶予(延滞据置)の証明書一覧」及び「本紙裏面」を参照の上、必ず証明書を添付してください。

②裏面

- 表面の「※1」「※2」の説明です。ご確認ください。
- ※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。
- ※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいいます。これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限り、「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

※ 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人または連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。

※ 審査の結果、承認する場合には適用期間を通知します。なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方に送付します。

※ 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された返還期限猶予(延滞据置)は取り消されます。

※ マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

延滞期間を据え置いた返還期限猶予が適用できる事由		
事由	猶予の取得月数の制限	収入・所得基準
傷病 生活保護受給中 災害 産前休業・産後休業及び育児休業 猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の経済困難	制限なし (左記の事由が継続している期間) ※同一災害を原因とする猶予を適用できる期間は、災害発生から原則5年後までの時期が限度。	○給与所得者の場合 年間収入金額(税込)が200万円以下 ○給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額(必要経費等控除後)が130万円以下 ※注1: 以下の(1)から(3)の事由で願い出る場合は、上記の収入・所得基準は適用されません。 (1)傷病(現在または過去の猶予希望期間中に就労(休職も含む)の経歴がない場合に限る) (2)生活保護受給中 (3)災害(罹災から12か月以内の月から猶予を希望する場合に限る)
経済困難	制限あり (一般猶予と合わせて通算120か月)	※注2: 上記金額を上回る場合でも災害、又は経済困難事由で願い出る場合で、本人の被扶養者にかかる控除等の「特別な支出」を控除後に基準以下となる場合は、猶予申請が可能です。 ※注3: 給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。

延滞している場合の猶予申請方法			
以下①②の場合は、一般猶予の「奨学金返還期限猶予願」を使用し願い出てください。③の場合は、この猶予願(延滞据置)により願い出が可能です。			
申請	事例	使用する用紙	猶予申請方法
①	延滞開始年月からの猶予事由に合った証明書があり、延滞開始年月から猶予申請できる。	一般猶予願の	延滞開始年月から1年ごとに一般猶予の猶予願に、猶予事由に合った証明書を添付し願い出る。
②	延滞開始年月からの猶予事由に合った証明書はないが、途中から今に至るまでは猶予事由及び証明書があり、猶予申請できる。		入金と猶予申請を組み合わせる。 入金により、猶予事由発生年月及び証明書が取得できる年月までの延滞を解消する。 その後の期間について、1年ごとに一般猶予の猶予願に、猶予事由に合った証明書を添付し願い出る。
③	現在、「延滞据置」の猶予事由はあるが、上記①に該当しない。 (延滞開始年月からの猶予申請はできない)	延滞据置	猶予願(延滞据置)による猶予申請可能。 猶予希望期間の猶予願(延滞据置)に、延滞据置猶予事由に合った証明書を添付し願い出る。

同意事項・注意事項	
延滞期間を据え置いた返還期限猶予を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、ご提出ください。	
【同意事項】	
(1) 猶予承認期間終了後は、猶予終了後においてもなお延滞している割賦金額及び延滞金と当月分が請求されます。	
(2) 猶予承認後は、対象となった延滞期間について、後日になって証明書を取得できた場合でも、遡って猶予申請はできません。一括又は分割で返還していただくことになります。	
【注意事項】	
(1) 延滞期間を据え置いた返還期限猶予の「経済困難」事由で願い出る場合及び制限なしの事由で「経済困難」事由の証明書を必要とする場合は、年間収入金額(税込) 200万円(給与所得者の場合。給与所得以外の所得を含む場合は年間所得130万円)以下が審査の基準となります。 延滞開始年月から遡って「経済困難」事由で猶予を願い出る場合の基準額である年間収入金額300万円(給与所得者の場合。給与所得以外の所得を含む場合は年間所得200万円)より厳しい要件となっています。 ※ 外国居住で低所得による場合は対象外となります。	
(2) 複数の奨学生番号があり、次回返還年月相違等のために一般猶予と延滞期間を据え置いた返還期限猶予の両方を願い出る場合は、それぞれに猶予願と証明書の提出が必要です。	
(3) 東日本大震災に係る「災害」事由については、震災発生前から延滞し延滞開始年月から返還期限猶予を願い出ることができない場合でも、震災発生年月から願い出ることができですが、本制度とは収入・所得基準が異なりますので、東日本大震災に係る「災害」事由で願い出る場合は、一般猶予の「奨学金返還期限猶予願」に証明書を添えて願い出てください。	
(4) 審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。	
(5) 追加の書類を依頼する場合があります。	
(6) 猶予を願い出る前に延滞期間に対応する事由がないか、かつ証明書の取得できないか、今一度確認してから願い出てください。	

①表面

奨学金返還期限猶予願(延滞据置)【提出前チェックシート】

☆このチェックシートは返還期限猶予願(延滞据置)と一緒に提出してください。

奨学生番号：

氏 名：

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

・全ての奨学生番号について返還期限猶予(延滞据置)を願い出る場合1枚の願出用紙で願出可能です。チェックシートも1枚提出してください。
・ある奨学生番号については延滞据置の猶予を願い出し、別の奨学生番号については一般猶予を願い出るなど異なる願出を行う場合それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートもそれぞれのもので2枚提出してください。

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

【願出様式の表面】

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
2	日付を記入しましたか。※作成した年月日を記入してください。	はい
3	「全ての奨学生番号について希望する」または「右欄に記入の奨学生番号について希望する」のいずれかの口に✓を入れ、希望する奨学生番号を記入しましたか。 ※「全ての奨学生番号について希望する」にチェックがない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号について猶予を希望する場合は、全ての奨学生番号を記入してください。	はい
4	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい

・第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)

に該当する方のみ記入

5	「配偶者又は扶養親族となって □いる □いない」のいずれかの口に✓を入れましたか。 ※記入漏れは不備となり返送されます。	はい
6	願出の事由が「経済困難」で、奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となっている場合、被扶養者の要件のいずれかに該当する方は、要件に該当する証明書と事情書も併せて添付しましたか。 ※ホームページ等(「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者))で「被扶養者の要件」及び添付証明書、事情書を確認してください。	はい

【期間について】

7	希望猶予期間のうち、いずれかの口に✓を入れましたか。	はい
8	□12か月以外に✓した方は、希望猶予期間の終了月を記入しましたか。	はい

②裏面に続きます。

②裏面

【願出の事由】

9	願出の事由を選択しましたか。	はい
10	保険証申告欄に記入しましたか。 ※健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書等のコピーを提出する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードに黒塗り(マスキング)したか確認してください。	はい
11	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 (マイナンバーの提出により、証明書の提出を省略できる場合があります。) ※証明書一覧またはホームページで添付する証明書を確認してください。	はい

【特記事項】

12	特記事項欄に、過去において返還できなかったこと、現在も返還できない事情と延滞開始時期からの証明書が提出できない事情を記入しましたか。	はい
13	マイナンバーを提出していますか。 マイナンバーを提出していない場合は、「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を添付しましたか。	はい

【複数年を願い出る場合】

14	現在の「返還期限猶予願(延滞据置)」と願出の事由に該当する証明書に併せて、過去の猶予希望期間についても「奨学金返還期限猶予願(延滞据置)」と証明書をそれぞれ1年毎に用意しましたか。 ※「診断書」「生活保護受給証明書」「罹災証明書」「休職(業)証明書」は、それらの証明書に記載されている期間を1枚の証明書で審査できます。	はい
----	--	----

【最後に】

15	延滞期間のうち今回の猶予を願い出る以外の期間について、猶予事由に該当する事情はないか今一度確認してください。	はい
----	--	----

○猶予願が承認されるまでは、口座振替(リレー口座)による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。

【提出先】 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口

専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。所定の郵便切手を貼ってください。
マイナンバー書類を同封して送付する際は、必ず簡易書留で郵送してください。

ホームページの掲載内容もご確認いただくなど、不備返送とならないように十分ご注意ください。

返還期限の猶予について URL https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html